### アドバイス・レポート

平成 21年 12月 26日

平成 21年 6月 10日付けで第三者評価の実施をお申込みいただいた特別養護老人ホーム第二丹後園につきましては、第三者評価結果に基づき、下記のとおりアドバイスをいたしますので、今後の事業所の運営及びサービスの提供に役立ててください。

記

#### (通番11 労働環境への配慮)

職員の有給休暇・労働時間等は、シフト制で管理しており、 月に1回「労働安全衛生委員会」を開催しています。コール マットや浴槽にリフトを整備する等、介護負担の軽減を図っ ています。特にトランスファー(体位交換等の際の効率的・ 理論的な方法)委員会を開催して、積極的に研修を行うこと で利用者、職員双方にとって安楽な介護技術の習得を目指し ていることは評価されます。

## 特に良かった点とその理由(※)

#### (通番17 アセスメントの実施)

アセスメントは、利用者が歩んできた人生を把握し、意思表示が難しい状態であっても、その意思を最大限に尊重した支援ができるように配慮された内容となっています。また、定期的に実施するサービス担当者会議でも利用者の状態像が把握されています。

#### (通番34 意見・要望・苦情等への対応とサービスの改善)

年1回の家族会は参加率100%で、利用者やその家族の意向を吸収する有効な場となっています。また、利用者や家族に向けてのアンケート調査の実施やご意見箱の設置等、意見、要望、苦情を聞く体制が整っています。実際にもたらされた意見、要望等は、その対応を公表されています。

#### (通番5 法令遵守の取り組み)

適切な福祉サービスが提供されている環境は伺えますが、 把握すべき関連法令のリスト化、その周知の仕組みが十分で はありませんでした。コンプライアンス(法令遵守)は、業 種別に関係なく事業所に求められる社会的な責任の一つとし て、その整備と改善が望まれます。

特に改善が

#### 望まれる点と

#### その理由(※)

#### (通番28 事故・緊急時等の対応)

事故・災害対策(防止)マニュアルが作成されており、責任者や報告ルートも明確に定められていましたが、災害時対応のマニュアルが確認できませんでした。昨今、高齢者施設を巻き込んだ災害が発生している状況を踏まえ、災害時対応マニュアルの策定が望まれます。

第二丹後園は、平成17年8月に社会福祉法人丹後福祉会の2 つ目の特別養護老人ホームとして開設されました。「認知症 があっても普通の暮らし(生活)ができるよう」との願いの もと、6ユニットから構成される新型特養として運営がされ て、それぞれのユニットでは、生活を中心とした日常が営ま れています。例えば、食事は厨房ではなく調理担当の職員が ユニットに出向き、朝昼晩3食とも調理をする。洗濯は、大 型の洗濯機ではなく家庭用の洗濯機を用いてユニット内で行 う等、少しでも家庭に近い状態で暮らすための配慮がされて います。また、ユニット外の共有スペースでは、コミュニテ ィーが意識され、ベランダから一歩出れば畑があり、季節の 野菜が栽培されています。1階部分には喫茶スペースがあり、 本格的なメニューが準備され、他ユニットの利用者が交流で きるパブリックスペースとして活用されています。施設長と の話の中で言われていた「ユニット内は家庭、ユニット外は 世間」を実践場面を確認、施設でありながらも普通の暮らし (家庭) のように過ごすことに工夫と配慮が施され、事業所 としての理念が実現できている取組みを随所に見受けること ができました。

具体的なアドバイス

こうした施設での取組みは、利用者やその家族に安心ややすらぎを与える要素として、高く評価することができます。しかしその反面、支援に携わる職員に過度の負担を与える事にも繋がります。施設では、毎月「労働安全衛生委員会」を開催して、職員の労働環境の確認や配慮をされていますが、休憩場所や時間の確保等いくつかの課題もあると伺えます。今後も利用者を中心とした素晴らしい環境を継続させるため、必要な改善をされてはいかがでしょうか。

今回の評価では、文書の明文化やマニュアルの整備とその 活用など、第三者評価としてサービス提供のシステムを客観 的に評価する部分に課題があったため、結果として、低く評 価される傾向が出る部分がありますが、実際に施設で提供さ れているサービスは、利用者の幸せを第一に考えた人間味あ ふれる温かさを感じさせるものでした。家族や職員が施設 選択するとき「職員自らが施設利用を必要としたとき、その 施設を利用したいと思うかどうか」を判断材料にする場合が ありますが、今回の評価で来所した評価者は、一致して「利 用したい!」と感じることができる施設でした。 以下、今回の評価で気が付いたことを記載します。

- ・アセスメントでは、利用者が歩んできた人生を把握し、たとえ意思表示が難しい状態であっても、担当する職員が利用者の気持ちを代弁(予想)できるよう配慮がされています。しかし、今回の調査ではサービス計画策定に係る会議(サービス担当者会議)に利用者参加の状況は確認できませんでした。利用者の居室で会議を開催する等、アセスメントでの配慮を一歩進め、利用者が参画したサービス計画の策定に取り組まれてはいかがでしょうか。
- ・施設内においては、職員会議やユニット会議で各職種の参加により常にサービスの質の向上を検討する。また、北部地区でユニットケアを実施している施設が参加して、互いに施設を評価する取組みを行う。さらには、定期的に利用者から意向を調査する等、質の向上に対する検討体制は十分に整っています。今後は、その評価や満足度調査で得た内容を分析して具体的な課題を設置し、定期的に課題に対する取組み状況を評価する等、有効に活用されてはいかがでしょうか。
- ※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントを「評価結果 対比シート」に記載しています。

# (様式6) **評価結果対比シート**

事業所番号	2673300113
事業所名	特別養護老人ホーム 第二丹後園
受診メインサービス (1種類のみ)	介護老人福祉施設
併せて評価を受けた サービス(複数記入可)	短期入所事業
訪問調査実施日	平成21年11月19日
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワークー期ー会

大項目	中項目	小項目	通番	評価項目		5結果 第二表表現		
					自己評価	第三者評価		
I 介語	I 介護サービスの基本方針と組織							
	(1)組織の理念・運営方針							
		理念の周知と実践	1	組織の理念及び運営方針を明確化・周知している。また、法人の 経営責任者(運営管理者含む)及び事業所のスタッフ全員が、理 念及び運営方針に沿ったサービスの提供を実践している。	В	А		
		組織体制	2	経営責任者(運営管理者含む)は、公正・適切なプロセスで意志 決定を行い、組織としての透明性の確保を図っている。	А	А		
		(評価機関コメント)		理念および運営方を明確にされ、施設内の共有スペースに掲示されてしまた、職員や家族への周知は、職員面談・家族会等によっても実施され組織図が整備されており、意思決定や職務権限は「管理規定職務権限」 規定職務権限」に規定されており、組織としての透明化が図られている。	ている。 夬定方法表			
	(2)計画	の策定						
		事業計画等の策 定	3	組織として介護サービスの向上に向けた計画を策定するとともに 着実に実行している。また計画策定には多角的な視点から課題を 把握している。	В	А		
		業務レベルにおけ る課題の設定	4	各業務レベルにおいて課題が設定され、各部門全体が課題の達成 に取り組んでいる。	В	А		
		(評価機関コメント)		理念・運営方針に基づき、中期ビジョンから単年ごとの事業計画の策定 課題の達成状況の確認等も半期に一度のユニットごとの会議において過	が確認でき 適切に行わ	た。また、 れている。		
	(3)管理	者等の責任とリ	ータ	- ゛ーシップ				
		法令遵守の取り組 み	5	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組みを行っている。	В	В		
		管理者等による リーダーシップの 発揮	6	経営責任者又は運営管理者は、自らの役割と責任を職員に対して 表明し、事業運営をリードしている。	В	В		
		管理者等による状 況把握	7	経営責任者又は運営管理者は、事業の実施状況等を把握し、いつ でもスタッフに対して具体的な指示を行うことができる。	А	А		
		(評価機関コメント)		適切な福祉サービスが提供されている環境は伺えるが、把握すべき関連の周知の仕組みに関して改善が求められる。運営管理者としての緊急はチャート(流れ図)や報告書等による業務の確認状況が見受けられる。				

大項日	中項目	小項目	通	評価項目	評価結果				
八次口	十次口	小模口	番	☆	自己評価	第三者評価			
Ⅱ組織	Ⅱ組織の運営管理								
	(1)人材	(1)人材の確保・育成							
		質の高い人材の 確保	8	質の高い介護サービスを提供できる人材の確保のために、必要な 人材や人員体制についての管理・整備を行っている。	В	А			
		継続的な研修・OJ Tの実施	9	採用時研修・フォローアップ研修等を実施し、段階的に必要な知識や技能を身につけることができる。また業務を通じて日常的に学ぶことを推進しており、スーパービジョンを行う体制がある。	В	А			
		実習生の受け入 れ	10	実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備 している。	С	В			
		(評価機関コメント)		必要な人材や人員体制についの基本的な考え方は、重点目標「スタッフできる。職員に対する研修計画等も体系的に定められており、他法人へ職員の「気づき」の視点を大切にした研修が推進されている。					
	(2)労働	環境の整備							
		労働環境への配 慮	11	質の高い介護サービスを提供することができるよう、スタッフの 労働環境に配慮している。	Α	Α			
		ストレス管理	12	スタッフの業務上の悩みやストレスを解消するために、具体的な 取組みを行い業務の効率を高めている。また、スタッフが充分に くつろげ、心身を休めることができる休憩場所を確保し必要な環 境を整備している。	В	А			
		(評価機関コメント)		職員の有給休暇・労働時間等は、シフト制で管理しており、月に1回「労付開催している。コールマットや浴槽にリフトを整備する等、介護負担の軽シトランスファー(体位交換等の際の効率的・理論的な方法)委員会を開催行うことで利用者、職員双方にとって安楽な介護技術の習得を目指している。職員の休憩場所に関して、再度ニーズに基づいた検討が望まれる。	減を図って して、積極	いる。特に 的な研修を			
	(3)地域との交流								
		地域への情報公 開	13	事業所の運営理念を地域に対して開示し、広報するとともに、利 用者と地域との関わりを大切にしている。	В	В			
		地域への貢献	14	事業所が有する機能を地域に還元している。	В	А			
		(評価機関コメント)		「丹後園だより」が4半期に一度発行されている。施設が有している専門 地域包括支援センターとの連携により、相談事業等が行われている。	的は技術や	や情報は、			

大項目	中項目	小項目	通	評価項目		<b>Б結果</b>			
			番		自己評価	第三者評価			
II 適	Ⅲ 適切な介護サービスの実施								
	(1)情報提供								
		事業所情報等の 提供	15	利用者(希望者含む)に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Α	Α			
		(評価機関コメント)		パンフレット、ホームページに施設やサービスの概要がわかりやすく掲載 用するサービス(長期入所、短期入所)ごとに利用案内が作成され、利用 用時に必要な持ち物など、きめ細かく掲載され、利用者への配慮が伺え	手続きの				
	(2)利用	契約							
		内容・料金の明示 と説明	16	介護サービスの利用に際して必要となる内容や料金について、利 用者に分かりやすく説明し同意を得ている。	Α	А			
		(評価機関コメント)		利用案内には、要介護度別に利用料金が表形式で掲載され、1日、1ヶかかるよう配慮されている。また、サービス内容は、食事・入浴など日常にか、ターミナルケア(看取り)、外出外泊方法から損害賠償や秘密保持載されており、利用者が納得して契約できるよう配慮がされている。	生活へのす	を援方法の			

(3)個別	川状況に応じた計	一画领	<b>策定</b>		
	アセスメントの実 施	17	利用者一人ひとりの心身の状況や生活状況を踏まえたうえでアセ スメントを行っている。	Α	А
	利用者・家族の希 望尊重	18	個別援助計画等の策定及びサービスの提供内容の決定に際して、 利用者及びその家族の希望を尊重している。	В	В
	専門家等に対する 意見照会	19	個別援助計画等の策定に当たり、必要に応じて利用者の主治医・OT/PT・介護支援専門員・他のサービス事業所等に意見を照会している。	А	А
	個別援助計画等 の見直し	20	定期的又は必要に応じて、個別援助計画等の見直しを行ってい る。	В	А
	(評価機関コメント)		アセスメントは、利用者が歩んできた人生を把握し、意思表示が難しいれ思を最大限に尊重した支援ができるように配慮された内容となっている。するサービス担当者会議でも利用者の状態像が把握されている。しかし利用者参加の状況が確認できなかった。利用者の居室で会議を開催すした計画作成が望まれる。	。また、定其 、、その担当	朋的に実施 4者会議に
(4)関係	系者との連携				
	多職種協働	21	利用者の主治医をはじめ、関係機関との間で、連携体制又は支援 体制が確保されている。	Α	А
	(評価機関コメント)		利用者に体調の変化がある時は、その都度、嘱託医師に報告・相談が行連携がされている。また、要支援となりケアハウスへの入居が必要となる入居にあたり利用者、家族、ケアマネジャー等関係機関と連携を図り、Pていた。	ったケース	では、その
(5)サー	-ビスの提供				
	業務マニュアルの 作成	22	事業所業務について、標準的な実施方法(業務マニュアル・手順等)が整備され、スタッフに活用されている。標準的な実施方法は自立支援につながり、事故防止や安全確保を踏まえたものになっている。	В	В
	サービス提供に係る記録と情報の保護	23	利用者の状況及びサービスの提供状況等が適切に記録されてお り、管理体制が確立している。	В	В
	職員間の情報共 有	24	利用者の状況等に関する情報をスタッフ間で共有化している。	А	Α
	利用者の家族等と の情報交換	25	事業者はサービスの提供にあたって、利用者の家族との情報交換 を行っている。	А	А
	(評価機関コメント)		パソコンを利用して職員間での情報共有がされている。記録は、日常記画に対応した記録(個別支援計画→介護計画→記録)ができるよう施設入されており、定期的な評価につながる工夫がされている。情報保護のに関する規程は整備されているが、情報開示規程の整備や個人情報保実施状況は確認できなかった。	独自のシス観点では、	ステムが導 記録保存
(6)衛生	- 上管理				
	感染症の対策及 び予防	26	感染症の対策及び予防に関するマニュアルの作成等により、ス タッフ全員が感染症に関する知識をもってサービスの提供を行っ ている。	В	Α
	事業所内の衛生 管理等	27	施設(事業所)内における物品等の整理・整頓及び衛生管理を行 い、効率的かつ安全なサービスの提供を行っている。	Α	Α
	(評価機関コメント)		感染症対策(予防)マニュアルを作成し、月1回事故防止・感染症対策委員に周知されている。感染症のある利用者には、二次感染を防ぐ対策(別性を考慮)を行った上で受け入れている。また、施設環境にも配慮がる理する部屋を外部に近い位置に設置する、失禁等による床等の汚れに毒剤を用いて迅速に対応がされ、施設内では全く臭気(悪臭)がなかった	感染症や₹ されており、 は木酢酸、	引用者の個 汚物を処
				_	
	事故・緊急時等の 対応	28	事故や緊急時、災害発生時等における対応等を定めたマニュアル があり、年に1回以上、必要な研修又は訓練が行われている。	В	В
	事故の再発防止 等	29	発生した事故等に係る報告書や記録を作成し、事故の再発の防止 のために活用している。	Α	Α

(評価機関コメント)

事故・災害対策(防止)マニュアルが作成されており、責任者や報告ルートも明確に定められている。月1回の事故防止・感染症対策委員会等において、発生した事故記録やヒヤリハットをもとに振り返りや検証を実施している。徘徊での行方不明者の捜索を想定した訓練を警察など地域の関係機関と実施しており緊急時の地域との連携を図っていた。災害時等におけるマニュアルや訓練の状況は確認できなかった。

大頂日	中項目	小項目	通	評価項目		缿結果		
八块口	十块口	小块口	番	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	自己評価	第三者評価		
Ⅳ利用	月者保証	<b>隻の観点</b>						
	(1)利用者保護							
		人権等の尊重	30	利用者本位のサービス提供及び高齢者の尊厳の保持に配慮した サービス提供を行っている。	В	В		
		プライバシー等の 保護	31	利用者のプライバシーや羞恥心について、常に問題意識をもって サービスの提供を行っている。	В	Α		
		利用者の決定方 法	32	サービス利用者等の決定を公平・公正に行っている。	А	Α		
		(評価機関コメント)		利用者一人一人を尊重した質の高いサービス提供を法人理念として掲り取り組みがされている。月1回開催される身体拘束委員会では、人権啓強会を行いDVD等の資料を用いて、言葉の虐待など虐待に対して正ししている。今後は、そのチェックをする仕組みの構築が望まれる。利用者のつど長期入所検討委員会会議を開いて検討し、利用者とその家族にいる。待機についても利用案内の中で説明し要望があれば他機関の紹	発に努める v認識を持っ fの決定にて わかりやす	と共に勉 つよう啓発 ついてはそ く説明して		
		意見・要望・苦情 の受付	33	利用者の意向(意見・要望・苦情)を広く拾い上げ、収集する仕 組みが整備されている。	В	Α		
		意見・要望・苦情 等への対応とサー ビスの改善	34	利用者の意向(意見・要望・苦情)に迅速に対応するとともに、 サービスの向上に役立てている。	В	Α		
		第三者への相談 機会の確保	35	公的機関等の窓口に相談や苦情を訴えるための方法を、利用者及 びその家族に周知している。	В	Α		
		(評価機関コメント)		年1回の家族会は参加率100%で、利用者やその家族の意向を吸収する。また、利用者や家族に向けてのアンケート調査の実施やご意見箱の望、苦情を聞く体制が整っている。実際にもたらされた意見、要望等は、る。第三者への相談窓口については京丹後市福祉事務所が窓口となっ所など重要事項説明書に記載、利用者には口頭でも説明し周知徹底して	設置など、 その対応を ており、電	意見、要 ≧公表してい		
	(3)質の	向上に係る取約	1					
		利用者満足度の 向上の取組み	36	利用者の満足度を把握し、サービスの質の向上に役立てている。	С	В		
		質の向上に対する 検討体制	37	サービスの質の向上に係る検討体制を整備し、運営管理者を含む 各部門の全職種のスタッフが積極的に参加している。	С	Α		
		評価の実施と課題 の明確化	38	サービス提供状況の質の向上のため、定期的に評価を実施すると ともに、評価結果に基づいて課題の明確化を図っている。	В	В		
		(評価機関コメント)		職員会議やユニット会議において、各職種の参加により恒常的にサービしている。また、北部地区でユニットケアを実施している施設が、互いにか(ユニットイン北京都)に参加するなど、主体的にサービスの質を検討会等において意見、要望はくみ上げているがさらに利用者の満足度調査施し充実を図っている。今後は、その評価で得た内容を分析検討して有みたい。	施設を評価 している。 Eとしてアン	する取り組 また、家族 ケートを実		